



# 鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)  
号外第94号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県予算規則の一部を改正する規則(62)(財政課).....	1
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(63)(税務課).....	4

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県予算規則の一部を改正する規則

- 1 予算執行計画及び歳出予算の配当に関する事務を、財政課長(現行 総務部長)の事務とすることとした。(第11条、第12条関係)
- 2 歳出予算の令達、歳出予算の配当替え及び歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用に関する事務を、主務課長(現行 主務部長)の事務とすることとした。(第13条、第14条、第16条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

### 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 ゴルフ場利用税に係る納入申告書の様式を改めることとした。(第60号様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第62号

#### 鳥取県予算規則の一部を改正する規則

鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に

は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>主管課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</u></p> <p>（3）<u>主務課長 知事部局、出納局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局及び警察本部の課（出納機関を除き、課に相当するものを含む。）の長をいう。</u></p> <p>（4）略</p> <p>（予算案の作成）</p> <p>第7条 総務部長は、知事の査定を終了したときは、予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>（予算の成立の通知）</p> <p>第8条 財政課長は、予算が成立したときは、その旨を関係<u>主管課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（予算執行計画）</p> <p>第11条 主管課長は、予算の成立の通知を受けたときは、<u>財政課長</u>が別に指示するところにより、歳入歳出予算執行計画調書を作成し、<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、前項の歳入歳出予算執行計画調書の提出を受けたときは、これを審査の上、必要な調整を行い、その結果に基づき、<u>歳入歳出予算執行計画</u>を決定しなければならない。</p> <p>3 <u>財政課長</u>は、前項の規定により歳入歳出予算執行計画を決定したときは、その旨を関係<u>主管課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 <u>主管課長</u>は、前項の規定により<u>財政課長</u>から通知を受けた歳入歳出予算執行計画に変更を加える必要があるときは、直ちに歳入歳出予算執行計画変更調書を作成し、これを<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（予算案等の作成）</p> <p>第7条 総務部長は、知事の査定を終了したときは、<u>予算案及び予算に関する説明書の案</u>を作成し、知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>（予算の成立の通知）</p> <p>第8条 総務部長は、予算が成立したときは、その旨を関係<u>主務部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（予算執行計画）</p> <p>第11条 <u>主務部長</u>は、予算の成立の通知を受けたときは、<u>総務部長</u>が別に指示するところにより、歳入歳出予算執行計画調書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前項の歳入歳出予算執行計画調書の提出を受けたときは、これを審査の<u>うえ</u>、必要な調整を行ない、その結果に基づき、<u>歳入歳出予算執行計画の案</u>を作成し、知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 <u>総務部長</u>は、前項の規定により歳入歳出予算執行計画の決定が<u>あった</u>ときは、その旨を関係<u>主務部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>4 <u>主務部長</u>は、前項の規定により<u>総務部長</u>から通知を受けた歳入歳出予算執行計画に変更を加える必要があるときは、直ちに歳入歳出予算執行計画変更調書を作成し、これを<u>総務部長</u>に提出しなければならない。</p>

## 5 略

(歳出予算の配当)

第12条 主管課長は、歳入歳出予算執行計画に基づき、財務課長が別に指示するところにより、定期又は臨時に歳出予算配当(申請)書(様式第1号)を作成し、これを財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項の歳出予算配当(申請)書の提出を受けたときは、これを審査し歳出予算の配当の手続を行わなければならない。

3 財政課長は、前項の歳出予算の配当の手続が完了したときは、その旨を主管課長に通知しなければならない。

4 主管課長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該配当に係る主務課長に通知しなければならない。

(歳出予算の令達)

第13条 主務課長は、前条の規定により配当を受けた歳出予算のうち、出納機関に係るものについては、歳出予算令達書(様式第2号)により歳出予算の令達の手続を行わなければならない。

(歳出予算の配当替え)

第14条 主務課長は、第12条の規定により配当を受けた歳出予算について、予算の執行上必要があるときは、歳出予算配当替書(様式第3号)により財政課長と協議してその全部又は一部を他の主務課長に配当替えをする手続を行わなければならない。

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の金額の流用を必要とする場合には、歳出予算流用(申請)書(様式第4号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

## 2 略

3 主務課長は、歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用を必要とする場合には、歳出予算流用(申請)書を作成し、これを財政課長に提出しなければならない。

4 財政課長は、前項の歳出予算流用(申請)書の提出を受けたときは、これを審査し、歳出予算の流用の手続を行わなければならない。

## 5 略

(歳出予算の配当)

第12条 主務部長は、歳入歳出予算執行計画に基づき、総務部長が別に指示するところにより、定期又は臨時に歳出予算配当(申請)書(様式第1号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳出予算配当(申請)書の提出を受けたときは、これを審査し歳出予算の配当の手続を行わなければならない。

(歳出予算の令達)

第13条 主務部長は、前条の規定により配当を受けた歳出予算のうち、出納機関に係るものについては、歳出予算令達書(様式第2号)により歳出予算の令達の手続を行わなければならない。

(歳出予算の配当替え)

第14条 主務部長は、第12条の規定により配当を受けた歳出予算について、予算の執行上必要があるときは、歳出予算配当替書(様式第3号)により総務部長と協議してその全部又は一部を他の主務部長に配当替えをする手続を行わなければならない。

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の経費の金額の流用を必要とする場合又は歳出予算に係る各目若しくは各節の経費の金額の流用を必要とする場合には、歳出予算流用(申請)書(様式第4号)を作成し、これを総務部長に提出しなければならない。

## 2 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県予算規則（以下「旧規則」という。）第8条又は第11条第3項の規定により総務部長が主務部長に対してした通知は、改正後の鳥取県予算規則（以下「新規則」という。）第8条又は第11条第3項の規定により財政課長が担当主管課長（当該主務部長の属する部局の主管課長をいう。以下同じ。）に対してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則第11条第1項若しくは第4項又は第12条第1項の規定により主務部長が総務部長に提出した書類は、新規則第11条第1項若しくは第4項又は第12条第1項の規定により担当主管課長が財政課長に提出したものとみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第11条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）第12条第2項又は第16条第2項の規定により総務部長がした行為（同項の規定による行為にあっては、歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用を必要とする場合に係るものに限る。）は、新規則第11条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）第12条第2項又は第16条第4項の規定により財政課長がしたものとみなす。
- 5 この規則の施行前に旧規則第13条の規定により主務部長がした令達の手続は、新規則第13条の規定により当該歳出予算に係る配当を受けた主務課長がしたものとみなす。
- 6 この規則の施行前に旧規則第14条の規定により主務部長がした他の主務部長に配当替えをする手続は、新規則第14条の規定により当該歳出予算に係る配当を受けた主務課長がした当該配当替えに係る歳出予算を執行すべき他の主務課長に配当替えをする手続とみなす。
- 7 この規則の施行前に旧規則第16条第1項の規定により主務部長が総務部長に提出した歳出予算配当（申請）書（歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用を必要とする場合に係るものに限る。）は、新規則第16条第3項の規定により当該流用に係る歳出予算の執行を行う主務課長が財政課長に提出したものとみなす。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第63号**

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後										改 正 前																									
第60号様式（第42条関係）										第60号様式（第42条関係）																									
受付印				処理事項		入力確認		精査検算		納税番号		調定事由		受付印				処理事項		入力確認		精査検算		納税番号		調定事由									
年 月 日		特別徴収義務者		住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		所 在 地		名 称		電 話 番 号		自 宅		経 営 施 設		年 月 日		特別徴収義務者		住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		所 在 地		名 称		電 話 番 号		自 宅		経 営 施 設	
職 氏 名 様		◎																職 氏 名 様		◎															
年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月			
年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書										年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書																									

区 分	利用人員	税 率	税 額 ×
通 常 の 利 用	人	円	円
特 例 の 利 用	年齢65歳以上70歳未満の者	人	円
	ねんりんピック等の出場選手	人	円
	国民体育大会及びその予選会について指定された練習日における練習のために利用する選手	人	円
	国民体育大会に準ずる競技会の出場選手及びその競技会について指定された練習日における練習のために利用する選手	人	円
早 朝 ・ 薄 暮	人	円	円
小 計	人	円	円
非 課 税 の 利 用	年齢18歳未満の者	人	
	年齢70歳以上の者	人	
	障 害 者	人	
	国民体育大会及びその予選会出場選手	人	
	学 生 等	人	
小 計	人		
計	人	円	円

区 分	利用人員	税 率	税 額 ×
通 常 の 利 用	人	円	円
特 例 の 利 用	年齢65歳以上70歳未満の者	人	円
	ねんりんピック等の出場選手	人	円
	国民体育大会に準ずる競技会の出場選手	人	円
	早 朝 ・ 薄 暮	人	円
小 計	人	円	円
非 課 税 の 利 用	年齢18歳未満の者	人	
	年齢70歳以上の者	人	
	障 害 者	人	
	国民体育大会の出場選手	人	
	学 生 等	人	
小 計	人		
計	人	円	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

